



## 一般編 その3

※ ○か×で答えてね ※

問1 少しの距離なら傘差し運転をしてもよい。



答え

問2 16歳以上の運転者が自転車を運転する場合、幼児用座席があれば、小学校入学前までの者を2人まで乗せることができる。

答え

問3 指定速度30km/hの道路を時速40km/hで走行した。



答え

**問4** 自転車は左側通行が原則だが、やむを得ないときは進路右側の路側帯内（歩行者の通行場所）を逆走してもよい。

|    |  |
|----|--|
| 答え |  |
|----|--|

**問5** 自転車で横断歩道を通行する場合、歩行者がいなければ、自転車に乗ったまま横断歩道を通行してもよい。

|    |  |
|----|--|
| 答え |  |
|----|--|

**問6** 進路左側に普通自転車専用通行帯が設置されていたが、歩道に歩行者がいなかったので歩道を通行した。



|    |  |
|----|--|
| 答え |  |
|----|--|

問7 自転車は、歩行者用道路の標識が設置された道路を通行してもよい。



答え

問8 自転車は、原則、車道を通行しているときは車両用信号機に従い、歩道を通行しているときは、歩行者用信号機に従う。

答え

問9 自転車も駐車違反の対象である。

答え

問10 14歳以上の自転車運転者は、危険な交通違反や交通事故をくり返した場合に講習を受けなければならない。

答え



## 一般編 その3 正答および解説

問1 正解は：×

傘差し運転は違反です。傘を差すことで片手運転となり非常に危険です。

違反種別：公安委員会遵守事項違反

罰則：5万円以下の罰金

反則金：5,000円

問2 正解は：○

設問のとおり。こどもを乗せる際はヘルメットを着用させ、いつも以上に安全運転をしてください。



問3 正解は：×

標識により速度が指定されているときは、その速度を超えて走行すると違反になります。  
危険ですので指定の速度規制を守ってください。

違反種別：速度超過

罰則：6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

反則金：

- ・15km/h未満 6,000円
- ・15km/h以上20km/h未満 7,000円
- ・20km/h以上25km/h未満 10,000円
- ・25km/h以上30km/h未満 12,000円

**問4 正解は：×**

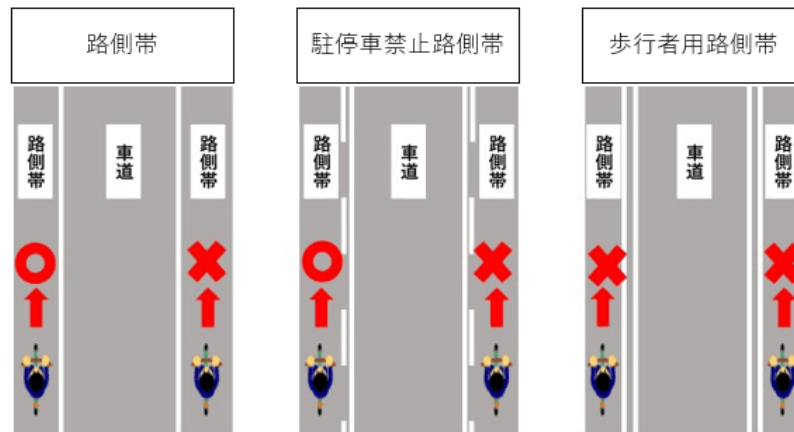
道路右側に設置された路側帯を通行することはできません。

※路側帯とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものです。

**違反種別**：通行区分違反

**罰則**：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

**反則金**：6,000円



**問5 正解は：○**

設問のとおり。歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車に乗ったまま通行すると違反になります。

**違反種別**：安全運転義務違反

**罰則**：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

**反則金**：6,000円



**問6 正解は：×**

普通自転車専用通行帯の標識や標示がある道路では、自転車は必ずここを通行しなければなりません。

**違反種別**：通行帯違反

**罰則**：5万円以下の罰金

**反則金**：5,000円



**問7 正解は：×**

この標識は歩行者用道路の標識です。自動車はもちろん自転車等の軽車両も通行することはできません（「軽車両を除く」の補助標識があるときは自転車は通行することができます。）。自転車は押して歩きましょう。

**違反種別**：通行禁止違反

**罰則**：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

**反則金**：5,000円

問8 正解は：○

設問のとおり。ただし、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」という補助標識があるときは、歩行者用信号機に従います。



問9 正解は：○

設問のとおり。

①違反種別：放置駐車違反

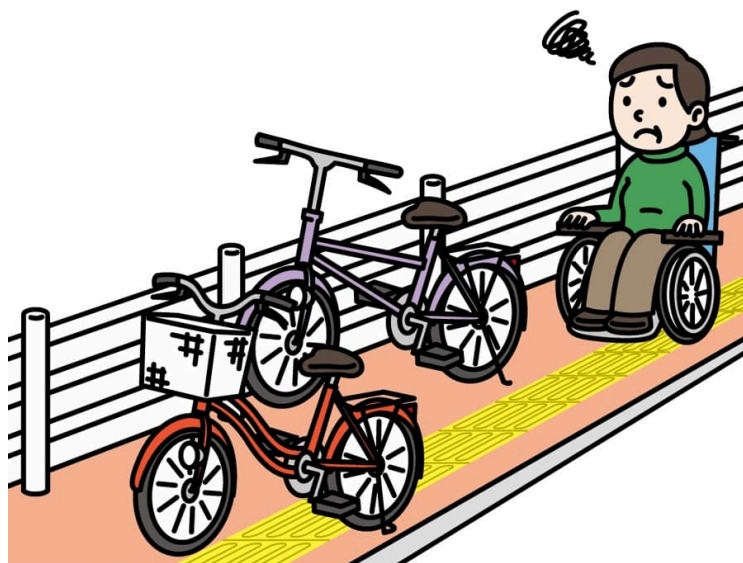
罰則：15万円以下の罰金

反則金：9,000円

②違反種別：駐停車違反

罰則：10万円以下の罰金

反則金：6,000円



**問10 正解は：○**

一定の違反行為（危険行為）を３年以内に２回以上反復して行った者は、その危険性を改善するために「自転車運転者講習」を受ける法的義務があります。

対象となる危険行為は信号無視や指定場所一時不停止等の16類型です。